

計画策定

現時点での計画書の構成案は以下のとおりです。

地域福祉計画 全体版（構成案）

第1編 総論

- 第1章 計画の策定にあたって（背景・計画概要等）
- 第2章 計画改定の考え方（地域共生社会の考え方）
- 第3章 基本統計からみる市の現状
- 第4章 計画の全体像
- 第5章 計画の進行管理

共通する統計情報のまとめや福祉分野共通の将来像を提示します。
また、計画の全体像として各計画の体系を提示することで**一覧性の確保**と**重複事項の整理**を行います。

第2編 地域福祉計画

（重層的支援体制整備事業実施計画・成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止計画含む）

- 第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 取り組み内容

重層的支援体制整備事業に係る事業は第3章の施策体系に散りばめるとともに、必要に応じて実施計画として再編します。

第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 計画の取り組み内容
- 第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定

第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

- 第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題
- 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系
- 第3章 計画の取り組み内容
- 第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み

介護保険事業計画と障害福祉計画では、第4章にサービス事業量の見込みを掲載します。

資料編

市で新たに定めた「青梅市高齢者憲章」及び「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」の内容を具現化する計画となるよう、憲章・条例の内容を整理したうえで、施策体系との関連・整合性を確保します。

■憲章・条例と計画の関係

